

合理的配慮無視の戒告処分撤回裁判 第8期日を過ぎて

奥野泰孝

2015年3月の「合理的配慮」無視の戒告処分撤回裁判の第8期日が10月26日にありましたが、原告が出していた準備書面(4)に対する被告準備書面(5)が10月21日に提出され、11月4日には被告準備書面(6)が出ました。被告は求釈明にはまともに応えず、同じ意見を繰り返すような感じが続いていきます。被告の書面では、明らかにおかしいところがありま

当日は弁護士も一緒に交渉しましたが門前払い。ところが22年10月の被告準備書面(5)では次のように記されています。【原告は、ILO/UNESCOの「教員の地位に関する勧告」の「50のb、c」に反していると主張する。そもそも、勧告に反しているから直ちに違法であるとはいえない。また、勧告に反しているとはいえない。すなわち、「b事案の証拠を十分に知る権利」については、原告に手交した処分説明書において、十分な説明をしている。また、「c 弁護の準備のために十分な時間を与えられて、自己を弁護し及び自己の選んだ代理人によって弁護を受ける権利」

原告から弁護人を同席させたいとの申し出はなかったものであり、仮に、そのような申し出がなされていれば、当然同席を許可していたものである(そのように取り扱っているところである)

過去を時系列で確認しようと資料を整理している、やはり府教委のやっていることはおかしいのです。「事情聴取と処分決定の経過がおかしい」という意見になるので、この裁判で、あまり言ってきたのですが、「不起立」を現認されたその午後には翌週の

「上申書に書いてあるからそれを読めばわかります」と訴えました。後で情報開示で手に入れた報告書の作成日は卒業式当日で7頁もありました。そこには私が反論したいことがいっぱいありました。しかし意見を言う機会はありません。また事情聴取の最後に私は「処分を決めるため人事監察委員会に諮る時は、私の書いた上申書を添付してください」と当然の要求をしたのですが、後で分かったことは、教職員人事課は処分案を決めて、分限懲戒部会に提案する時に上申書は付けませんでした。そして、5月1日に私に処分を出し、人事監察委員長に報告したのはその後です。5月の定例教育委員会でも報告せず、8月にやっと教育委員たちに報告しています。それらの報告で、私の

上申書の内容は伝えられていないのです。第9期日は、12月21日(水)15時半から809号法廷であります。いったん13時半に決まっていたのですが被告が勘違いしていたとかで、変更しました。閉廷後の報告集会はしなくて、14時から報告集会を弁護士会館110室で行います。第10期日は1月30日(月)午後1時20分から809号法廷であります。証人尋問で原告が決まっています。被告側証人はまだ決まっています。閉廷後弁護士会館1205室で報告集会の予定です。傍聴支援、よろしく願います。



事情聴取時の弁護士同席の必要性

15年4月7日事情聴取では、その日程が知らされた時から、弁護士の同席を府教委に求めたが拒否されました。

処分に至る公平性の欠如

過去を時系列で確認しようと資料を整理している、やはり府教委のやっていることはおかしいのです。「事情聴取と処分決定の経過がおかしい」という意見になるので、この裁判で、あまり言ってきたのですが、「不起立」を現認されたその午後には翌週の

第27号

2022年12月14日発行

〒540-0038 大阪市中央区内淡路町1-3-11シティーコープ上町402 共同オフィスSORA気付「日の丸・君が代」強制反対大阪ネット

「日の丸・君が代」強制反対、不起立処分を撤回させる 大阪ネットワークニュース

国連の自由権規約委員会第7回日本審査が10月におこなわれ、11月4日にその総括所見が公表されました。この総括所見は、「日の丸・君が代」問題が明記され、日本政府に対して一歩踏み込んだ勧告を行った画期的なものです。この日本審査は、本来は2020年10月に行われる予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で延期されてきました。大阪ネットでは、この審査に向けて、「大阪における公立学校での国旗・国歌賛美の強制」についてのレポートを20年11月25日に提出しました。このレポートでは、大阪の国旗国歌条例が卒入学式等での「君が代」斉唱と教職員の起立斉唱を義務づけ、教職員に対して起立斉唱の職務命令が出されているこ

と、教職員が思想・良心の自由にもとづいて「君が代」斉唱時に不起立すれば懲戒処分を受けてきたこと、職員基本条例によって3回目不起立処分は基本的に免職となること、被処分者の再任用時に「意向確認」をおこなって恣意的に再任用を拒否していることなど、大阪の学校における「思想・良心の自由」侵害の実態を報告しました。

今回の総括所見では、「日の丸・君が代」強制と不起立処分に関する、パラグラフ38と39に次のように書かれています。

38 (委員会の見解) 当委員会は締約国における思想良心の自由の制約に関するレポートに懸念を持って留意する。当委員会は学校

の儀式において国旗にむかって起立し国歌を斉唱することに對する静か破壊的でない不従服の結果、教師が最高6ヶ月の停職を含む処分を受けたことを懸念する。更に儀式において生徒に起立を強制するために物理的力が用いられたという申し立てに對しても懸念を抱く。(18条)

39 (委員会の勧告) 締約国は思想良心の自由の実質的な行使を保証し、規約18条で許容された制約の厳密な解釈を越えてその自由を制約するいかなる措置をも控えるべきである。締約国は自国の法律とその運用を規約第18条に適合させるべきである。(東京・教育の自由裁判をすすめる会 国際人権プロジェクトチーム

自由権規約委員会第7回日本審査 日本政府に「日の丸・君が代」問題を 明記した画期的勧告が出される

委員会は、日本での「思想良心の自由の制約に関するレポート」に懸念を持って留意すると、大阪ネットのレポートを含む日本からのレポートをきつちりと読み込んだことを示した上で、「日の丸・君が代」問題が「思想・良心の自由」の問題であるとほじめて述べ、根津さんらへの停職6ヶ月処分にも言及しました。そして、「君が代」不起立を「静かで破壊的でない不従服」であるとして、そうした「思想良心の自由の実質的な行使」を日本政府は保証すべきであると明言しています。加えて、規約18条(思想・良心・宗教の自由)に国内法とその運用を適合させるようにと勧告しているのです。

今回の日本審査では、審査の場でスペインのゴメス委員から「2003年以来毎年、東京都教育委員会は東京都立学校の教員に対して、学校行事において国旗にむかって起立し、国歌斉唱をすることを命令する通達を出し、484名の教員が国歌斉唱の間静かに着席していたことに対して罰せられた。彼らの振る舞いは秩序を乱す違反行為とされ、最高6ヶ月の停職という処分を受けている。締約国はこれが規約18条の思想・良心の自由に基づく良心的《命令》拒否とどのような整合性があるか説明していただきたい」「国歌斉唱時に静かに座っていると、教員の態度は規約18条1項の思想・良心の自由に基づく良心的命令拒否の適用を受けるのではないか?」という鋭い質問が日本政府に対して発せられ、日本政府(文科省)は従来と同じ最高裁判例の「間接的制約論」を繰り返すしかありませんでした。今回の自由権規約委員会の総括所見、とりわけ日本政府に対する(2頁最下段に続く)

「君が代」調教NO！松田処分取消裁判
請求棄却「11・28大阪地裁判決」
子どもへの人権侵害・国際法無視の不当判決
控訴審勝訴の展望あり
元大阪市中学校学校教員 松田幹雄

11月28日(月) 13時 10分の判決言い渡しのあつた大阪地裁809号法廷(傍聴定員36人)には、法廷に入りきれない多くの支援のなかまに駆けつけていただき、ありがとうございました。ございました。

大きなほころびのある不当判決

裁判長は、「原告の請求は棄却する。訴訟費用は原告負担とする。」と主文を読み上げただけでそそくさと姿を消しました。受け取った判決文は、私が訴えた、子どもたちの人権、学習権の侵害や国際人権自由権規約18条「思想、良心、宗教の自由」侵害等についてはすべて切り捨て、これまで最高裁以下裁判所が積み

上げてきた虚構の判例をつまみ食いしたものでした。しかし、2015年7月、大阪市人事委員会に処分取消を請求して訴えてきたこと、さらに22年12月に大阪地裁に提訴して訴えてきたこと、及び、その過程で確認された事実と、これまでの判決の間の乖離は埋めがたいほどに広がっています。無理やり従来の判決に合わせようとして、その溝にふたをした今回の判決には、隠すことができない大きなほころびがあります。控訴審での逆転勝訴は可能だと思っています。

壇上正面に掲げ、そのれに向かつて姿勢を正して式参加者全員が国歌(『君が代』)をしつかり斉唱する。教員は自身の起立・斉唱が生徒に対する教育の効果を高めることを自覚して、率先垂範・行動する。…これが、大阪維新が主導してつくった大阪市国旗国歌条例とそれを受けて発出される教育長通知によって強制される卒業式です。

私は、8月22日の原告本人の証人尋問に向けて、陳述書(22年7月28日付)を裁判所に提出しました。そこには、「『君が代』とは何か、その歴史(私の認識)」「『君が代』を起立・斉唱することの私にとっての意味」「教員としての良心の

「君が代」を起立・斉唱する場面を演出すること、『日の丸』『君が代』が象徴する日本国家のイメージ(「崇高で従うべきもの」)を刷り込もうとするもの、このよう大阪府立学校の「君が代」指導と卒・入学式の実態は、子ども権利条約第12条、13条、14条、第28条、第29条と憲法26条違反に違反しています。」と主張しました。

判決文は、「思想・良心の自由」「教員としての良心の自由」の侵害に当たると訴えた私自身の信条にかかわる部分を取り上げないことで、「思想・良心の自由」にかかわる従来の判決を使いまわしました。また、子どもの人権、子どもの学習権に関する訴えについては、「原告は生(3頁上段へ)



(寺本勉)

徒の権利侵害を訴える法律上の利害関係を有していない(職務命令の名宛人は原告であつて生徒ではない)」「ことを理由として切り捨てました。しかし、判決文のほころびは誰の目にも明らかではないかと思うのです。

また、判決文は、私の不起立の影響について、「学校の儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気を一定程度損なう作用をもたらさし、それにより式典に参列する生徒らへの影響を伴うものである」(判決文P41、P42)と述べていますが、これは、被告大阪市が、答弁書(P17)で、最高裁判例に書いてあつたということだけを根拠に、本件の場合もそうであつたと断定した部分を採用したものです。この答弁書主張に対して、原告第1準備書面(P38)で「原告にかかる本件卒業式とは全く異なる式典について判示した最高裁判決の内容から、本件において『公務の運営に支障を

生じさせ』たという認定をするのは意味不明で、事実認定と評価について争う。本件の場合、式典の秩序や雰囲気は一切損なわれていない。」と反論しました。それに対して被告は反論していません。これらの経過からして、判決文で、答弁書の記述をそのまま採用することが許されないことが明らかです。

違反しないということ」という主張については完全論破しました。結果、判決文は、「前記3の説示によると、本件各職務命令は、思想、良心及び宗教の自由を侵害するものとは言えないから、本件各職務命令は同項(自由権規約18条)に違反するということとはできない。」というものになりました。『前記3の説示』というものは、自由権規約委員会(文科省)が説明したことであつて、それに対する回答が、「君が代」不起立に対する懲戒処分は許されないという内容の総括所見(パラグラフ38・39)として、11月3日に公表されています。その勧告を全く否定した、国連にケンカを売った判決だと言えます。大阪地裁は、8月22日に結審したため、11月7日付で提出した、11月3日公表の自由権規約委員会第7回日本審査

紹介した原告第9準備書面は考慮外という立場だと思えますが、控訴審では、問題にならざるを得ません。重大な論点となるのは必ずです。

逆転勝訴をめざして控訴します
私は、この不当判決に対して、控訴して闘います。私が陳述書で述べた「君が代」起立・斉唱職務命令に従えない理由(私の「思想・良心」と「教員としての良心」の内容)についての判断を求め、「君が代」の歴史についての事実認定、大阪市国旗国歌条例・教育長通知の下での「調教」ともいえるような教育の実態・生徒の権利侵害の実態を事実認定させるとともに、子どもの権利条約・国際人権自由権規約を根拠とした処分取消の勝利判決を勝ち取ることをめざします。引き続きご支援をお願いします。

が、大阪市教育長通知は、「児童生徒に国旗・国歌を尊重する態度を育てる立場にある教員が、学習指導要領に基づき国歌を歌えるよう指導するとともに、自らも起立して国歌を斉唱することが教育の効果を高める大切な事項であることを教員に周

知すること」としてしているのです。すなわち、大阪市国旗国歌条例・教育長通知は、教員の起立・斉唱を教育活動と位置づけているわけで、判決文の誤りは明らかです。

私が処分取消の根拠とした国際人権自由権規約18条については、第1準備書面で訴状に追加して主張し、その後、裁判所の求めもあつて、被告大阪市も反論せざるを得ず、何度か書面でのやり取りがありました。被告大阪市の「憲法と国際人権自由権規約は理念を同じくしており、憲法に違反しないと判断されれば、自由権規約にも

自由に基づく不起立・不斉唱」の項を立て、「以上述べた通り、私の『君が代』不起立・不斉唱は、国際人権自由権規約第18条『思想、良心及び宗教の自由』、中でも『教員としての良心の自由』に基づく行動として、罰するべきではありません。」と主張しました。また、「大阪市立学校の『君が代』指導と卒・入学式の実態、及び、大阪市国旗国歌条例・教育長通知・職務命令が違憲違法であること」の項を立て、「これらの事実を総合してわかることは、大阪市教育委員会が、『君が代』の歴史を意図的に児童・生徒に知らせないよう

大阪府立学校の「君が代」指導と卒・入学式の実態は、子ども権利条約第12条、13条、14条、第28条、第29条と憲法26条違反に違反しています。」と主張しました。

大阪ネット会員になって下さい
「日の丸・君が代」強制反対大阪ネットの会員になって皆さんの力で運動を支えてください。
年会費 個人2000円 団体3000円
振込先(郵貯) 00950-0-302981
口座名「日の丸・君が代」強制反対大阪ネット

書籍紹介
ルポ「日の丸 君が代」強制
2970円 税込
著者 永尾 俊彦
出版社 緑風出版

